

## 平成28年度から軽自動車税が変わります

地方税法等の一部改正により、平成28年度から軽自動車税が以下のように変更になります。

平成27年度以降に新規取得(初度検査)された軽四輪などの車両には、新税率が適用されます。また、グリーン化を進める観点から環境負荷の大きい車両に対して、重課税率が適用されます。

### ①原付や125cc以上のバイクなどの車両

車種区分		年税額	
		平成27年度まで	平成28年度から
原付	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊	農耕作業用	1,600円	2,000円
	その他	4,700円	5,900円

### ②軽四輪などの車両(「初度検査年月」によって税額が異なります。)

※初度検査年月とは、最初の新規検査を受けた年月で車検証に記載されています。

車種区分			年税額		
			※(1)現行税率	※(2)新税率	※(3)重課税率
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※(1)現行税率は、平成27年3月31日までに初度検査を受けた新車に、初度検査から13年を経過するまで適用されます。

※(2)新税率は、平成27年4月1日以降に初度検査を受けた新車に適用されます。

※(3)重課税率は、初度検査後13年を経過した軽自動車に対して平成28年度から適用されます。ただし、動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車並びに被けん引車を除きます。

#### 【重課税率が適用される年度】

- 例1 平成14年以前に初度検査を受けた車両 → 平成28年度から適用  
 例2 平成15年1月～平成16年3月に初度検査を受けた車両 → 平成29年度から適用  
 例3 平成16年4月～平成17年3月に初度検査を受けた車両 → 平成30年度から適用

#### 《 軽自動車税のグリーン化特例(軽課) 》

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した三輪・軽四輪で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車の平成28年度の軽自動車税に適用されます。(1年のみ)

【軽乗用車】	内容	【軽貨物車】	内容
電気自動車等	概ね75%	電気自動車等	概ね75%
H32年度燃費基準+20%達成車	概ね50%	H27年度燃費基準+35%達成車	概ね50%
H32年度燃費基準達成車	概ね25%	H27年度燃費基準+15%達成車	概ね25%

※電気自動車等:電気自動車及び天然ガス自動車です。

※ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限ります。

#### 【軽課を適用した場合の標準税率(例)】

車種区分	標準税率	軽課		
		25%軽減	50%軽減	75%軽減
四輪以上の自家用乗用車	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円

問い合わせ  
市税務課 課税係  
TEL 22-2215